

## 消費生活用製品安全法

家電製品の事故が相次いでいます。三洋電機の扇風機、松下電器産業の石油ファンヒーターなど枚挙にいとまがありません。これらの事故には、共通点があります。三洋の扇風機は約 30 年といったように、製造日からかなりの年数が経過していたことです。家電製品は、法定点検が義務付けられていないので、経年劣化を点検すべきかは消費者の判断に委ねられていました。

そこで、経年劣化による重大事故が発生する可能性が高い製品を適切に保守できるように「消費生活用製品安全法」を改正する動きがあります。10 月 12 日に「消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案」を閣議決定し、秋の臨時国会に提出しました。

今回の法改正では消費者自身で保守が難しいガス瞬間湯沸かし器や食器洗い乾燥機など 9 品目が指定されることが見込まれています。指定された製品を製造または輸入する事業者は、設計標準使用期間と呼ぶメーカーが想定する耐用年数と、点検時期を製品に表示します。さらに事業者は、点検時期が近づくと消費者に対して点検を受けることを促すように義務付けられました。事業者が保守情報を送れるように、購入時に連絡先を事業者に登録するなど消費者も協力することが前提です。経済産業省は法案を交付してから 1 年半以内に施行したい考えです。

[日経情報ストラテジー]



裁判員制度

## 裁判員制度はじまる 平成 21 年 5 月 21 日スタート

国民の司法参加を実現する制度として注目されている「裁判員制度」が、いよいよ平成 21 年 5 月 21 日スタートします。

1 年間で裁判員または補充裁判員になる確率としては、約 5,000 人に 1 人といわれています。更に、その候補者になるのは、1 件の裁判に 50~100 人を選ぶとした場合は、約 400~800 人に 1 人が候補者といわれます。そうすると、単純に考えても技師会員 100 人が候補者になる可能性があるということです。もし、裁判員になったら仕事はどうするのでしょうか。

◆ 裁判員制度は、平成 21 年 5 月 21 日に、全国 60 か所で始まります。5 月 21 日以降に起訴された事件が対象となります。

- ・地方裁判所の本庁 50 か所<都道府県庁所在地の他、函館、旭川、釧路>
- ・地方裁判所の支部 10 か所<八王子、小田原、沼津、浜松、松本、堺、姫路、岡崎、小倉、郡山> 八王子は実施時までには立川市へ移転の予定です。

◆ 裁判員裁判の日数は、約 7 割は 3 日以内といわれます。裁判所では、昼食をはさんで裁判、評議、打ち合わせの時間は午前 9 時 30 分から午後 5 時頃までとなるようです。

◆ 選任の手続きは、前年の秋頃に、管内市町村の選挙管理委員会がくじで選んで作成した名簿をもとに、翌年の<候補者名簿>を作成します。

◆ 前年の 12 月頃までに、候補者へ<通知調査票>が送付されます。調査票では、裁判員になることが出来ない事由の有無、1 年間を通じて辞退することができる事由がある場合の辞退希望の有無、月の大半にわたり難しい月がある場合の辞退希望の有無・理由などです。

◆ 次いで、事件ごとに名簿の中からくじで選定されます。人数は事件で異なりますが、通常 50 人から 100 人程度です。

◆ 原則、裁判の 6 週間前までに、選任手続期日の知らせが来ます<呼出状・質問票>。質問票の回答から、辞退が認められる場合には、呼出が取り消されます。 →

※ 仕事を理由とする辞退については、以下の例などから総合的に判断されます。

- ・裁判員として職務に従事する期間<期間が長いほど仕事への影響が大きい>
- ・事業所の規模<事業所の規模が小さいほど仕事への影響が大きい>
- ・担当職務の代替性<代替性が低いほど仕事への影響が大きい>
- ・予定される仕事の日時を変更できる可能性<裁判員として職務に従事する予定期間に、日時変更の困難な業務がある場合には、仕事への影響が大きい>

◆ 裁判の当日に、選任手続きにはいります。手続きは裁判所で行われます。裁判長は、候補者に不公平な裁判をするおそれの有無や辞退希望の有無や理由を質問します。これはプライバシー保護のため非公開です。

◆ この結果、最終的にその事件の裁判員 6 人をくじで選びます。通常の事件であれば、午前中に選任手続きを終了し、午後から審理を開始します。選任されなかった人は、ここで全ての手続きが終了します。

<了>

◆ 裁判員制度については、以下を参照して下さい。詳細に解説しています。

- ・会報 JAMT <2007 年 10 月号- 3P、12~13P >
- ・会報 JAMT <2007 年 11 月号- 3P、12P >

### 日医発第 730 号 (法 4)

日本医師会では、平成 20 年 10 月 30 日付けで、森英介法務大臣、島田仁郎最高裁判所長官、大谷剛彦最高裁判所事務総長、高橋利文最高裁判所事務総局総務局長へ

**「裁判員の選任手続きの過程で、地域医療を担う医師・医療従事者から、患者の診療上やむを得ない事由によって辞退が申し出られた場合には、地域住民の生命、安心・安全を担う医師・医療従事者の使命に鑑み、個別具体的な辞退申し出事由について、十分なご理解をいただきたいこと」**

とする、裁判員制度施行にあたっての申し入れを行い、各医療関連団体へも通知しております。

## JAMT 共済ネット

### プレゼントキャンペーン

## 第3弾 私のイチオシ

◇ あなたのイチオシのお店をご紹介します。

◇ 対象期間は  
11 月 1 日~12 月 31 日

◇ 詳しくは  
JAMT 共済ネットで...

◆ 私のイチオシコーナーで  
“投稿する”をクリック!

ID : kensa

Pass word : ichioshi を入力すると、投稿フォームが開きます。 <http://www.e-kensa.org/>

